新規サービス受付への1XY番号の使用について(案)

平成18年1月26日総務省総合通信基盤局

新規サービス受付への1XY番号の使用に関する問題

営業・料金案内用1XY番号について

1 X Y 番号は、加入者を直接収容する電気通信事業者がその加入者に対して提供するサービスに利用するもの。

営業・料金案内に用いる1XY番号(以下「営業・料金案内用1XY番号」という。)には、116、151、157の3つがある。

営業・料金案内用1XY番号は、加入者を直接収容する電気通信事業者に付与されているものであるが、各事業者の判断により、1XY番号の他、着信課金用番号(0120)、事業者識別番号(00XY)+付加番号が用いられている。

問題の所在

1 X Y 番号は、桁数が 3 桁と短いことから、一般的に消費者にとって覚えやすく、利便性の高い番号であると考えられている。

他方、自網内で利用する番号という性質から、利用者が営業・料金案内用1XY番号を利用できるのは、当該利用者が加入者回線を契約している事業者に対して連絡する場合のみである。他の事業者に対して連絡する場合には、 着信課金用番号や事業者識別番号等、5桁以上の番号をダイヤルしなければならない。

現在、NTT東西の固定電話サービス市場における契約数シェア(加入者回線ベース)は90%を超えていることから、潜在的顧客がNTT東西の加入者であると考えられるFTTH等の新規サービスの受付に関しては、事実上、NTT東西は3桁の1XY番号を使用することができる一方、他事業者は5桁以上の番号を使用せざるを得ない状況となっている。

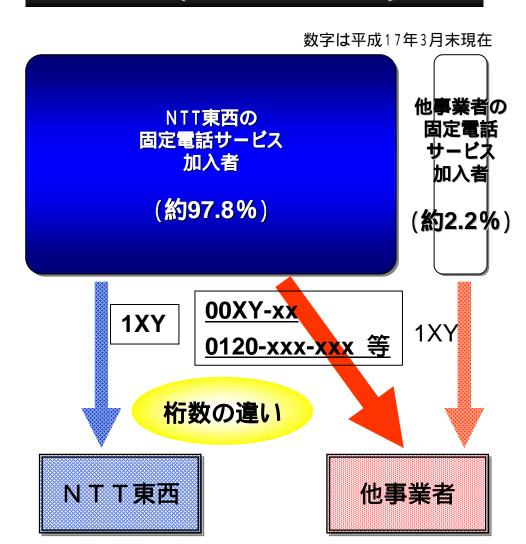
このような新規サービス受付番号の桁数の差は、当該新規サービスに関する競争条件に差異をもたらしている可能性がある。

<参考>

固定電話サービスに関する問い合わせ等

数字は平成17年3月末現在 他事業者の NTT東西の 固定電話サービス 加入者 加入者 (約97.8%) (約2.2%) 1XY 1XY 他事業者 NTT東西

新規サービス(FTTHサービス等)の受付



桁数の差が競争条件に与える影響についての評価 - アンケート調査及びその結果より -

アンケート調査の実施

新規サービス受付番号の桁数の差が競争条件に差異をもたらしているか否かを定量的に検証するため、慶應義塾大学田中辰雄助教授及び株式会社データリソースにより、「電話サービス・ブロードバンドサービス等の選択行動に関するアンケート調査」を実施(前回番研WGにおいて日本テレコム提示)。

検討に当たってのアンケート調査の位置付け

アンケートの調査項目・質問の作成等は、番号研究会WGメンバーによる議論を経て行われたものであり、アンケートの実体的・手続的な客観性・中立性は確保されていることから、本件に関する検討に当たって最大限参考とすべきものと考える。

アンケート調査結果のポイント

ブロードバンドサービス受付番号の桁数の差が消費者の選択行動に与える効果(桁数効果)は、統計的に有意であり、存在している。

ただし、この桁数効果はサービス内容の差別化等により克服可能なものである。

アンケート調査結果の分析

新規サービス受付番号の桁数の差が消費者の選択行動に与える効果は有意であり、この効果はサービス内容等の差別化によって克服可能であるとしても、桁数の差による効果をサービス内容等の改善努力で埋めなければならないという状況は、営業面の容易さに影響を及ぼすのみならず、競争条件にも有意な差異をもたらしていると考えられる。

必要となる措置についての考え方 (1)

公正競争条件の観点から必要となる措置

新規サービス受付番号の桁数の差が競争条件にも有意な差異をもたらしていることを踏まえれば、新規サービス 受付への1XY番号の使用に関し、公正競争条件を確保するための措置が必要と考えられる。

具体的には、1XY番号の使用により競争上優位な立場に立つことが可能となるNTT東西に対し、たとえば以下の措置を求めるということが考えられる。

1 X Y 番号を新規サービスの受付番号として広告しないこと。新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いること。

新規サービスの受付については、1XY番号による対応とは別とし、上記着信課金用番号等による対応とすること。

「新規サービス」の範囲

本件は、固定電話サービス市場におけるNTT東西の圧倒的な市場シェアが、事実上、他のサービス市場における受付番号の桁数に差を生じさせることとなり、そのことが結果的に競争条件の差異をもたらしているという問題である。

このことに照らせば、「新規サービス」とは、桁数の差の効果が競争条件の差異となって及ぶサービス、すなわち、固定電話(加入電話及びISDN)サービス以外のサービスとすることが適当である。

必要となる措置についての考え方 (2)

利用者利便の観点

本件の検討に当たっては、公正競争条件という観点の他、利用者利便の観点も考慮することが必要である。

前頁 の措置については、基本的にはNTT東西の営業方法の変更であり、利用者利便を著しく損なうものではないと考えられる。

前頁 の措置については、たとえば利用者が従前どおり1XY番号で新規サービスの申込みを行った場合における対応や、固定電話サービスに関する問合せと新規サービスに関する問合せを共に行う場合における対応に関して、利用者利便を著しく損なう可能性がないか、検証を要するものである。

これらを踏まえつつ、必要となる措置に関して引き続き検討することが適当である。

他事業者による1 X Y 番号の使用

本件は、NTT東西が固定電話サービス市場において圧倒的なシェアを有していることに関連する問題であることから、他の固定通信事業者が用いる1XY番号については、今般の検討に当たって問題とするものではない。

また、携帯電話サービスに関しても、各事業者が営業・料金案内用1XY番号を使用しているところであるが、 固定電話サービスの場合のような特定の事業者が著しく高いシェアを占めるという状況にはないことから、今般の 検討に当たって問題とするものではない。